

23 国 際 第 8 4 号  
平成 23 年 4 月 21 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長  
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

### 諸外国向けに輸出される食品に関する証明書の発行について

東日本大震災にともない、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地証明や放射性物質に関する検査証明などが求められるようになっており、その数は増加傾向にあります。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

今後も、別添「諸外国・地域の規制措置」にありますように、各国からの要請に基づいて輸出証明書の発行が必要と考えられますので、可能な限り、事務手続きの簡素化を目指し、輸出証明書様式を一般化して、各国共通の様式になるよう協議を進めて参ります。

様式が決まり次第、速やかに各都道府県にお知らせしますので、今後も輸出証明書発行にご協力をいただくようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、今般、欧州自由貿易連合(以下「EFTA」という。)加盟国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びスイス）及びシンガポールについて、下記の通り輸出証明書の取り扱いが決まりましたので、お知らせするとともに、対応方よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. EFTA 加盟国

EFTA 加盟国のうち、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びスイス(アイスランドについては確認中)については、我が国から EFTA 加盟国へ輸出される食品に対して、EU と同じ規則が適用され、我が国の当局が発行する証明書の添付が必要であることが判明しました。

このため、「EU 向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 27 日付 22 国際第 1144 号農林水産省大臣官房総括審議官(国際)通知)に記載されている通り、当分の間、EU と同様の証明書の発行をお願いいたします。

なお、EFTA 加盟国のうち、リヒテンシュタイン及びスイスにおいては、EU と異なり、タバコ及び播種用の種が規制の対象となりますので、ご注意願います。

## 2. シンガポール

シンガポールについては、4月22日より我が国からシンガポールへ輸出される食品に対して、我が国の当局が発行する証明書の添付を求めています。

このため、別紙の通り証明書の発行条件及び手続を定めましたので、当分の間、各都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。以下同じ。）による証明書の発行をお願いいたします。

なお、水産物については別途、水産庁において証明書を発行することとしております。

(別紙)

## シンガポール向けの証明書の発行の発行条件及び手続きについて

### 第1 シンガポール向けの証明書発行の対象となる食品

日本からシンガポールへ輸出する別表1の食品（日本で産出され、又は、日本から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）であって水産物以外のものをいう。）

### 第2 証明書の発行要件

以下の1又は2のいずれかの要件を満たす食品に証明書を発行することとする。

- 1 平成23年3月11日より前に、生鮮食品にあつては収穫、加工食品にあつては加工されたものであること。
- 2 シンガポール政府が輸入一時停止措置を実施している別表2の対象県原産の対象産品以外の産品であること。また、当該産品の原産県の記載も必要。

### 第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（5）に掲げる書類を都道府県の農林担当部局宛に提出する。
  - （1）証明書発行申請書（別記様式1）
  - （2）シンガポール政府への輸出申請書（別記様式2）
  - （3）第2の1に該当する場合は、収穫又は加工の製造年月日を証明することができる書類
  - （4）第2の2に該当する場合は、収穫又は加工された都道府県を証明することができる書類
  - （5）シンガポールへの輸出申請書記載事項を確認することができる書類
- 2 都道府県の農林担当部局は、1の（3）又は（4）の内容、1の（5）と輸出申請書記載事項が合致することを確認の上、別記様式2に署名押印することにより、証明書を発行する。

### 第4 申請先

都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。）

### 第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局を含む。）が証明書を発行するものとする。
  - （1）申請する対象品目が水産物である場合
  - （2）被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
  - （3）その他国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局を含む。）と協議して決定するものとする。

### 第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省大臣官房国際部国際経済課輸出促進室あて協議するものとする。

(別記様式1)

シンガポール向け輸出食品（水産物を除く。）の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、本要領別記様式1に基づく証明書について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(別記様式 2)

**Declaration for the import from Japan into the Republic of Singapore**

**Invoice Number..... Declaration Number.....**

.....  
..... (competent authority )

DECLARES that the food of this consignment composed of: .....

..... (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at .....(embarkation place)

on ..... (date of embarkation)

by ..... (identification of transporter)

going to .....(place and country of destination)

has been harvested and/or processed before 11 March 2011

is originating from the prefecture of ....., and is NOT falling into the category of the products in the table below.

Exporter (name, address, country)

.....

Consignee (name, address, country)

.....

Done at ..... on.....

Stamp and signature of  
authorised representative of competent authority

milk originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
milk products originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
seafood products originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
meat originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi and Gunma
fruits originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi ,Gunma, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Hyogo.
vegetables originating from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi ,Gunma, Saitama, Tokyo, Chiba, Kanagawa, Shizuoka and Hyogo.

(別表1)

**証明書発行の対象となる産品(シンガポール側の品目分類8桁コード)**  
 [未定稿。現在、シンガポール側に確認中。]

1. この表は、シンガポール政府が、我が国からの食品の輸入について、産地(都府県)を指定して輸入を一時停止している産品の範囲を示したリストです。このリストに掲げられている産品については、輸入一時停止の対象として指定している都府県の原産ではないとの証明書を添付することによって、輸入が認められることになります。

2. このリストにおいて、産品はシンガポール側の品目分類8桁コードで示されています。なお、品目分類コードについては、上6桁はHS(商品の名称及び分類についての統一システム)条約に基づいて世界共通となっておりますが、7桁目以降は各国が独自に設定しています。このため、シンガポールは8桁であるのに対して、我が国は9桁となっており、同一商品であっても国によって分類コードが異なることにご注意ください。

3. なお、輸出する貨物が本リストのどの8桁コードに該当するか疑問がある場合は、あらかじめ申請者(輸出者)がシンガポール税関当局のホームページ等で確認するか、あるいは輸入者等を通じて当局に個別に相談することをおすすめします。

平成23年4月21日現在

Dairy products 牛乳・乳製品		Meat 食肉(加工品を含む)			Fruits and vegetable 果実・野菜(加工品を含む)					
04011000		02011000			07019000	07108000	07142000	08109020	20031000	20089990
04012000		02012000			07020000	07109000	07149010	08109030	20032000	21039090
04013000		02013000			07031019	07112010	07149090	08109040	20039000	
04021030		02021000			07031029	07112090	08011100	08109050	20041000	
04021090		02022000			07032090	07114010	08011900	08109070	20049090	
04022120		02023000			07039090	07114090	08030010	08109080	20051000	
04022190		02031100			07041010	07115110	08030090	08109090	20052010	
04022920		02031200			07041020	07115190	08041000	08111000	20052090	
04022990		02031900			07042000	07115910	08042000	08112000	20054000	
04029100		02032100			07049010	07115990	08043000	08119000	20055100	
04029900		02032200			07049090	07119010	08044000	08121000	20055900	
04031011		02032900			07051100	07119020	08045010	08129000	20056000	
04031019		02061000			07051900	07119030	08045020	08131000	20057000	
04031091		02062100			07052100	07119040	08045030	08132000	20058000	
04031099		02062200			07052900	07119050	08051010	08133000	20059100	
04039010		02062900			07061010	07119060	08051020	08134010	20059900	
04039090		02063000			07061020	07119090	08052000	08134020	20060000	
04049000		02064100			07069000	07122000	08054000	08134090	20082000	
17049020		02064900			07070000	07123100	08055000	08135000	20083010	
18069020					07081000	07123200	08059000	08135010	20083090	
19011020					07082000	07123300	08061000	08135020	20084010	
19019010					07089000	07123910	08062000	08140000	20084090	
19019031					07091000	07123920	08071100	09101000	20085010	
19019039					07092000	07123990	08071900	09103000	20085090	
19019090					07093000	07129010	08072010	09109910	20086010	
21050000					07094000	07129090	08072090	12030000	20086090	
22029010					07095100	07131090	08081000	12112090	20087010	
22029030					07095900	07132090	08082000	12119099	20087090	
					07096010	07133190	08091000	12122090	20088019	
					07096090	07133290	08092000	12129100	20088090	
					07097000	07133390	08093000	12129919	20089100	
					07099090	07133990	08094000	12129990	20089210	
					07101000	07134090	08101000	20011000	20089220	
					07102100	07135090	08102000	20019010	20089290	
					07102200	07139090	08104000	20019090	20089910	
					07102900	07141011	08105000	20021010	20089920	
					07103000	07141019	08106000	20021090	20089930	
					07104000	07141090	08109010	20029090	20089940	

Seafood			
水産物(加工品を含む)			
03019100	03034600	03062210	16041311
03019200	03034900	03062220	16041319
03019310	03035100	03062230	16041391
03019390	03035200	03062241	16041399
03019400	03036100	03062249	16041410
03019500	03036200	03062291	16041490
03019911	03037100	03062299	16041510
03019919	03037200	03062310	16041590
03019921	03037300	03062320	16041610
03019929	03037400	03062330	16041690
03019931	03037500	03062341	16041920
03019939	03037600	03062349	16041930
03019940	03037700	03062391	16041990
03021100	03037800	03062399	16042011
03021200	03037910	03062410	16042019
03021900	03037920	03062420	16042021
03022100	03038010	03062491	16042029
03022200	03038020	03062499	16042091
03022300	03041100	03062910	16042099
03022900	03041200	03062920	16043010
03023100	03041900	03062991	16043090
03023200	03041900	03062999	16051010
03023300	03042100	03071010	16051090
03023400	03042200	03071020	16052011
03023500	03042900	03071030	16052019
03023600	03049100	03072110	16052091
03023900	03049200	03072120	16052099
03024000	03049900	03072910	16053000
03025000	03051000	03072920	16054010
03026100	03052010	03073110	16054090
03026200	03052090	03073120	16059010
03026300	03053000	03073910	16059090
03026400	03054100	03073920	16059090
03026500	03054200	03074110	
03026600	03054900	03074120	
03026700	03055100	03074910	
03026800	03055910	03074920	
03026910	03055920	03075110	
03026920	03055990	03075120	
03027000	03056100	03075910	
03031100	03056200	03075920	
03031900	03056300	03079110	
03032100	03056910	03079110	
03032200	03056990	03079120	
03032900	03061100	03079120	
03033100	03061200	03079910	
03033200	03061300	03079910	
03033300	03061400	03079920	
03033900	03061900	03079990	
03034100	03062110	05119190	
03034200	03062120	16041110	
03034300	03062130	16041190	
03034400	03062191	16041210	
03034500	03062199	16041290	



別表2

シンガポール政府が日本からの輸入を一時停止している産品  
(平成23年4月21日現在)

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ・福島、茨城、栃木、群馬で産出された牛乳・乳製品、食肉、果実、野菜、水産物 |
| ・埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡、兵庫で生産された果実、野菜        |

\* 輸入一時停止の対象になった産品の品目分類コードについては、別表1を参照下さい。